

令和8年1月14日

令和8年度 伊平屋保育所申込について

申込期限：令和8年1月15日（木）～令和8年1月30日（金）

提出場所：伊平屋村役場 福祉保健課 （担当：五百崎）

提出書類

①入所説明事項同意書

②支給認定確認リスト

③支給認定申請書（現況届）兼利用申込書

④同意書「住民票及び課税台帳確認に同意する署名」

⑤勤務証明書・農業従事証明書・自営業証明書のどちらか（父・母）

⑥通帳の写し（保育料口座振替用）新規児童のみ（JA伊平屋支店指定）

⑦村外より転入してこられた方は前住所地での所得課税証明書を提出（父・母分）保育料算定に使います。

*産後、上の子のみを入所させたい場合は、原則4月1日付け、保護者が就労している者及び就労予定である申請は該当致します。

又、4月1日時点で産後（育児休暇）の保護者の場合、求職活動申立書を提出後、保育の利用期間は90日間となり、90日目が属する日から15日目までに他の保育を必要とする事由を満たす証明書（勤務証明）等の提出がない場合は退所となります。

尚、利用定員数を超えた場合には判定会議にて決定致しますのでご了承下さい。